

※課税事業主の場合、売上高は
全て**税抜き**で記入してください。

別紙②店舗ごとの協力金支給申請額計算書：開業1年未満の場合 1

県独自時短要請期間(8/14～8/19)

店舗名	
-----	--

※店舗ごとに作成し、当該店舗の支給額を支給申請書に転記してください。

※支給額の算定においては、テイクアウトやデリバリー等を除いた売上高を用いてください。

店舗ごとの協力金支給申請額計算書

【県独自時短要請期間 8/14～8/19分】

（県内全域の店舗で使用していただく計算書です）

令和3年8月14日以降に開業した事業者の方は「要請期間中の開業の場合」を使用してください。

【開業1年未満の場合】 令和2年8月2日以降に開業した方

開業日	
①	

開業日～令和3年8月13日の売上高	開業日～令和3年8月13日の日数		開業日～令和3年8月13日の1日当たり売上単価
②	③	日 × 0.3	= ④
円			円

※売上高等は全て**税抜き**で記入してください。

千円未満切上

協力金の日額
⑤
円
【下限2.5万円：上限7.5万円】

協力金の日額	協力日数（最長6日）		当該店舗の支給額
⑤	⑥	日	= ⑦
円			円

※定休日・休業日も支給対象です。

上記内容で申請します

※シートには保護がかかっており、色付きのセル及びチェック欄（）のみ入力可能です。

※のセルで「チェック」と入力して変換すると、になります。

※課税事業主の場合、売上高は
全て**税抜き**で記入してください。

別紙②店舗ごとの協力金申請額計算書：開業1年未満の場合3
まん延防止等重点措置期間(その他区域)(8/20~8/26)

店舗名	
-----	--

※店舗ごとに作成し、当該店舗の支給額を支給申請書に転記してください。
※支給額の算定においては、テイクアウトやデリバリー等を除いた売上高を用いてください。

店舗ごとの協力金支給申請額計算書

【その他区域 8/20~8/26分】

『伊勢市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、鳥羽市、志摩市、
尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町』に店舗がある方の計算書です。

令和3年8月14日以降に開業した事業者の方は「要請期間中の開業の場合」を使用してください。
上記以外の市町の事業者の方は「別紙②まん延防止等重点措置期間（重点区域）」を使用してください。

【開業1年未満の場合】令和2年8月2日以降に開業した方

開業日	
①	

開業日~令和3年8月13日の売上高	円
②	

 ÷

開業日~令和3年8月13日の日数	日
③	

 × 0.3 =

開業日~令和3年8月13日の1日当たり売上単価	円
④	

千円未満切上

協力金の日額	円
⑤	

【下限2.5万円：上限7.5万円】

協力金の日額	円
⑤	

 ×

協力日数（最長7日）	日
⑥	

 =

当該店舗の支給額	円
⑦	

※売上高等は全て**税抜き**で記入してください。
※定休日・休業日も支給対象です。

上記内容で申請します

※シートには保護がかかっており、色付きのセル及びチェック欄（）のみ入力可能です。
※のセルで「チェック」と入力して変換すると、になります。

※課税事業主の場合、売上高は
全て**税抜き**で記入してください。

別紙②店舗ごとの協力金申請額計算書：開業1年未満の場合4

緊急事態措置期間(8/27～9/30)

店舗名	
-----	--

※店舗ごとに作成し、当該店舗の支給額を支給申請書に転記してください。

※支給額の算定においては、テイクアウトやデリバリー等を除いた売上高を用いてください。

店舗ごとの協力金支給申請額計算書

【緊急事態措置期間 8/27～9/30分】

（県内全域の店舗で使用していただく計算書です）

【開業1年未満の場合】 令和2年8月2日以降に開業した方

令和3年8月14日以降に開業した事業者の方は「要請期間中の開業の場合」を使用してください。

開業日	
①	

開業日～令和3年8月13日の売上高	開業日～令和3年8月13日の日数		開業日～令和3年8月13日の1日当たり売上単価
②	③	日 × 0.4	④
円			円

※売上高等は全て**税抜き**で記入してください。

千円未満切上

協力金の日額
⑤
円
【下限4万円：上限10万円】

協力金の日額	協力日数（最長35日）		当該店舗の支給額
⑤	⑥		⑦
円	日		円

※定休日・休業日も支給対象です。

上記内容で申請します

※シートには保護がかかっており、色付きのセル及びチェック欄（）のみ入力可能です。

※のセルで「チェック」と入力して変換すると、になります。